

松原市立中央小学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのために、本校では、学校教育目標の下、全教職員が家庭や地域とつながり、いじめ防止に努めなければならない。いじめが人権にかかわる重大な問題であるという認識を強く持ち、日ごろから人権を大切にする意識を育て、課題のある児童や支援を要する児童を中心に据えた集団づくりを基盤としたとりくみを進めていかなければならない。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

2. いじめ防止等の対策のための組織（校内調査組織と兼ねる）

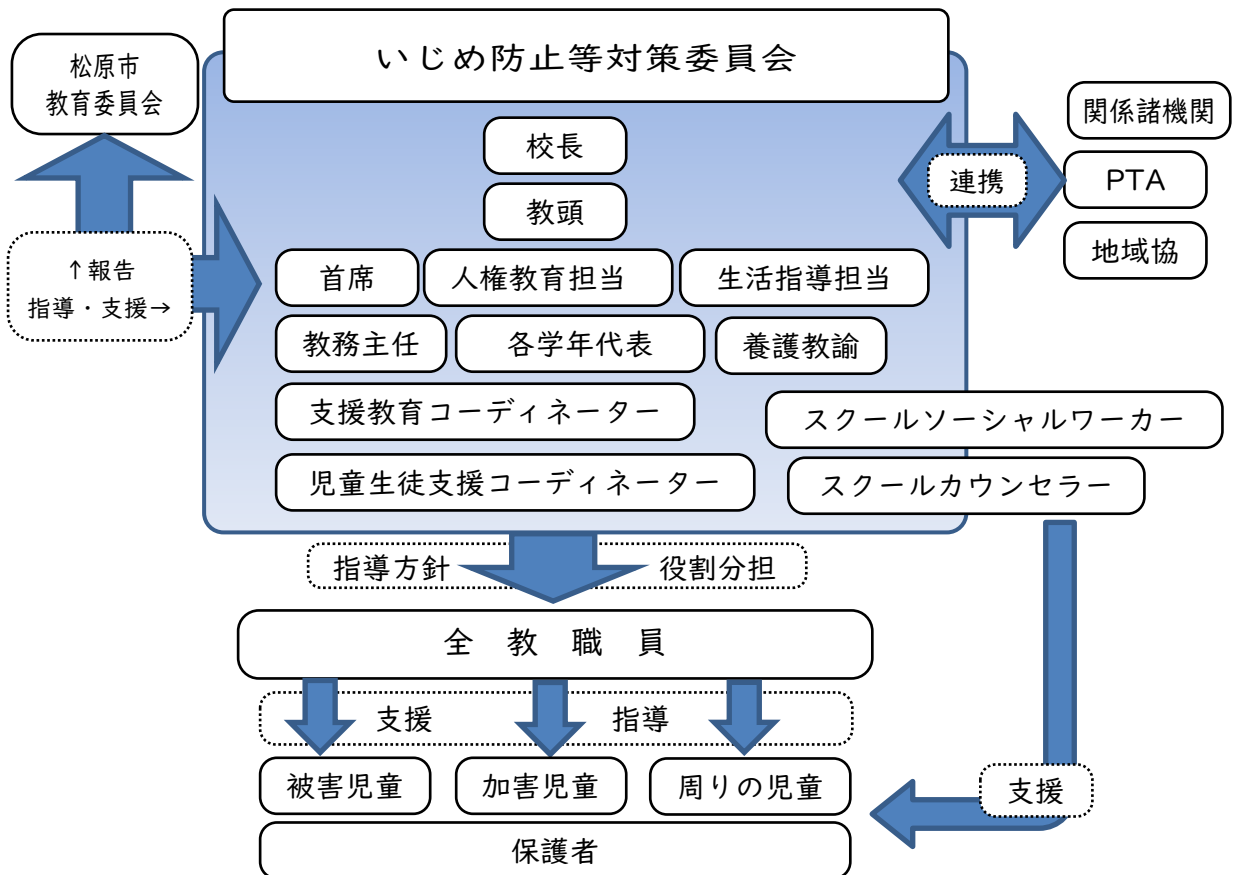
(1) 組織…いじめ防止等対策委員会

(2) 構成員…校長、教頭、首席、人権教育担当、生活指導担当、児童生徒支援コーディネーター、
教務主任、各学年代表、養護教諭、支援教育コーディネーター
※場合により、SC、SSW を加える。

(3) 組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画の進捗の確認
- キ とりくみの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ その他（関係諸機関との連携 など）

(4) 組織図及び指導体制：相談窓口の担当者…[教頭、生活指導担当、養護教諭]



(5) 取組み状況の把握と検証

【把握と周知と検証】

- ・職員朝礼による情報交換及びケースの検証
- ・原則毎週末行われる学年会議による情報交換及びケースの検証
- ・原則毎月開催される生活指導部会や職員会議等による情報交換及びケースの検証

【検証等の内容】

- ・学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止の取組みの評価、検証（PDCA サイクル）
- ・いじめ事象への対処について検証
- ・学校いじめ防止基本方針等の見直し

3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神が満ちあふれている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラム（家庭や地域との連携も含めたもの）を作成する必要がある。そして、そのとりくみの中で、児童間、児童と教職員間の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。そうすることで、児童の自己有用感を育み、学校全体が、すべての児童にとって、真に安心安全な居場所となりうると考える。

(2) いじめの未然防止、早期発見のためのとりくみ

・いじめの認知に向けたアンケートの実施（学期に1回計画）

アンケートを活用するとともに、児童の実態把握に努め、人間関係、集団の様子と、児童の一人ひとりの心の動きに注視する。気になる児童へは、積極的に声をかけ、児童からも相談しやすいように、関係づくりを進める。

・個々の児童のていねいな内面把握に向けた集団づくりの推進

日記や班ノート、また学級会などを通して、児童の一人ひとりの表出し難い内面を把握し、未然防止・早期発見に努める。

・成長を促す指導の推進

「いじめは絶対に許されない」という学校理念のもと、児童会を中心に児童が自らいじめ防止について学び、発信していくとりくみを進める。

・教職員間での情報共有

生活指導部、人権教育委員会の主催による研修を踏まえ、児童の様子の何気ない変化や気になることなど、教職員の小さな気づきを大切にして得た情報を学年・学校で共有し、学校全体で事象の未然防止・早期発見に努める。

・児童が自己有用感を高めることができるとりくみの設定

道徳科において多様な価値観を育み、生活科、総合的な学習の時間を活用した体験活動や、出会い学習を通して、「大切にされている自分(存在・考え・心情・身体)」を十分に感じることでできる教育活動を計画的に実施する。

・保護者、地域との連携

日々の連絡帳での情報交換や、電話連絡、家庭訪問などを通して、児童の心の変化についての情報の共有や、今後の対応など、保護者とともに児童の実態把握を進める。

また、保護者から、児童の気になる様子や、いじめの兆候など相談しやすいように、校内のいじめ防止等対策委員会や、スクール・カウンセラーや、スクール・ソーシャルワーカーによるカウンセリング、ケース会議など、教育相談体制があることを周知しておく。

(3) いじめに対する基本的な考え方

被害児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、加害児童がいじめに及んだ原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に重要である。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合もある。よって、いじめた当事者が自身の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる考える。当該児童が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切であるとする。そのためには、必要に応じて関係諸機関との連携も視野にとりこんでいく。

(4) いじめ認知後における早期対応のとりくみ

1. 基本的な対応

- ① 疑いやささいな兆候への対応
- ② 被害者への聞き取り及び支援
- ③ 加害者への聞き取り及び指導
- ④ 情報の共有
- ⑤ 被害者家庭への連絡及び連携
- ⑥ 加害者家庭への連絡及び連携
- ⑦ 双方の家庭による協力
- ⑧ 学校全体での対応

2. 緊急及び、重大ないじめ事案への対応

- ◆ 事実関係を明確にするための調査、記録
- ◆ いじめを受けた児童からの聞き取り及び支援
- ◆ いじめた児童への聞き取り及び指導
- ◆ 保護者双方への対応及び支援と継続的な助言
- ◆ 関係諸機関との連携、教育委員会への報告
- ◆ いじめを受けた児童・保護者への説明
- ◆ プライバシーの保護

【重大ないじめとは】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3. ネット上のいじめへの対応

- ◇ 関係児童・生徒への対応及び削除要請
- ◇ 情報モラル教育の推進
- ◇ 事案内容の検討→該当児童に対する指導
- ◇ 保護者への連絡と協力要請
- ◇ 大阪の子どもを守るサイバーネットワーク連絡会議の活用

(4) いじめの解消

次の2つの要件が満たされていることをもっていじめ解消の判断とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、いじめ防止等対策委員会が必要に応じ、他の事情も勘案して慎重に判断する。

1. いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続していること。いじめ被害の重大性等を考慮し、より長期間の継続が必要であると判断される場合は、いじめ防止等対策委員会又は、教育委員会の判断により、期間を設定する。

2. 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童及びその保護者との面談等により、児童がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないと確認できたとき。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、学校全体で支援内容や役割分担等、情報の共有を確実にとりくむ。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察し、必要に応じて支援・指導を続ける。

4. いじめ防止等にかかる人権教育年間指導計画

学年	項目		知識的側面	価値的・態度的側面	技能的側面
	主な テーマ				
1年	なかま		<ul style="list-style-type: none"> ・うわさ、きめつけについて ・プライベートゾーン ・多様な性 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなだいすき ・保育園交流 ・昔遊び 	友だち <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつしよう ・一緒に遊ぼう いろいろな気持ち
2年	家族・地域		<ul style="list-style-type: none"> ・うわさ、かぞくについて ・プライベートゾーン ・多様な性 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区探検 ・町の仕事、 うちの仕事 ・これまでのわたし、 これからのわたし 	友だちになるために <ul style="list-style-type: none"> ・呼びかけよう名前を 仲間づくり名人になろう
3年	共生		<ul style="list-style-type: none"> ・思い込み、偏見について ・プライベートゾーン ・多様な性 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉 ・障がい者福祉 	ふわふわ心を ふわふわ言葉に 友だちのいいところを 見つけ伝え合おう
4年	国際理解		<ul style="list-style-type: none"> ・差別、怒り、つながり、許す ことについて ・プライベートゾーン ・多様な性(第二性徴① LGBTQ+) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習 ・国際理解学習 	上手な頼み方 上手な断り方
5年	仕事に学ぶ 人に学ぶ		<ul style="list-style-type: none"> ・根拠のない決めつけ ・プライベートゾーン ・多様な性(第二性徴②) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の仕事 ・家族の仕事 ・震災学習 	対立と向き合う
6年	進路・夢・生き方		<ul style="list-style-type: none"> ・決めつけ、根拠のないこと ・公正、公平について 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分史学習 ・平和学習 ・差別や偏見について 	問題解決するための道筋